

三朝町建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 20 日

三朝町長

三朝町規則第 1 号

三朝町建設工事執行規則の一部を改正する規則

三朝町建設工事執行規則（平成20年三朝町規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（主任技術者等の選任の通知） 第31条 請負者は、工事の着手の日までに契約書に定めるところにより、次の各号に掲げる者（以下「主任技術者等」という。）を定め、主任技術者等選任（変更）通知書により町長に通知しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 （1）・（2） 略 （3） 法<u>第26条第3項第2号</u>に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者（監理技術者を置いた場合において、<u>同号</u>の規定により監理技術者を専任の者としないうちに限る。以下「監理技術者補佐」という。）	（主任技術者等の選任の通知） 第31条 請負者は、工事の着手の日までに契約書に定めるところにより、次の各号に掲げる者（以下「主任技術者等」という。）を定め、主任技術者等選任（変更）通知書により町長に通知しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 （1）・（2） 略 （3） 法<u>第26条第3項ただし書</u>に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者（監理技術者を置いた場合において、<u>同項ただし書</u>の規定により監理技術者を専任の者としないうちに限る。以下「監理技術者補佐」という。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。